

広島市環境影響評価条例に基づく技術指針の改定について（答申）

- 1 「第3章の第5節 環境要素の区分ごとの調査，予測及び評価の基本方針」に、「一般環境中の放射性物質に区分される環境要素に係る選定項目」を追加する。

現 行	修 正 案
<p>第5節 環境要素の区分ごとの調査，予測及び評価の基本方針</p> <p>調査，予測及び評価の手法は，次に掲げる事項を踏まえ，選定項目ごとに第6節から第9節までに定めるところにより選定する。</p> <p>1～6 （略）</p>	<p>第5節 環境要素の区分ごとの調査，予測及び評価の基本方針</p> <p>調査，予測及び評価の手法は，次に掲げる事項を踏まえ，選定項目ごとに第6節から第9節までに定めるところにより選定する。</p> <p>1～6（現行に同じ）</p> <p>7 一般環境中の放射性物質に区分される環境要素に係る選定項目</p> <p>放射線の量の変化を把握できること。</p>

- 2 「別表1 地域の概況の把握項目」の「自然的状況」の欄（「景観等」の下の位置）に、「一般環境中の放射性物質」の項目を追加する。

項 目	把握すべき内容
自 然 的 状 況	一般環境中の放射性物質に係る環境の状況

- 3 「別表3 環境要素」の末尾（「環境への負荷」の下の位置）に、「一般環境中の放射性物質」の項目を追加する。

大項目	中項目	小項目	細 項 目
一般環境中の放射性物質	放射線の量		空間線量率，放射能濃度

- 4 「別表4 影響要因と環境要素の関連表」の「環境要素の区分」の末尾（「環境への負荷」の下の位置）に、「一般環境中の放射性物質」の項目を追加する。

環境要素の区分		影響要因の区分	工事の実施					存 在			供 用			
一般環境中の放射性物質	放射線の量	空間線量率												
		放射能濃度												

5 「別表5 調査・予測の手法」の末尾（「温室効果ガス等」の下の位置）に、放射性物質に関する手法を追加する。

	調 査			
	調査の内容	調査の方法	調査地域及び地点	調査期間等
放射線の量	<p>調査項目は、次に掲げる項目の中から必要なものを選定する。</p> <p>1 放射線の量（空間線量率等によって把握されるもの）の状況</p> <p>2 粉じん等の状況</p> <p>3 気象の状況</p> <p>4 地形・地物の状況</p> <p>5 土地利用の状況</p> <p>6 濁度又は浮遊物質量の状況</p> <p>7 流れの状況</p> <p>8 土質の状況</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>調査地域は、粉じん等の拡散の特性、水域の特性又は水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>調査地点は、粉じん等の拡散の特性、水域の特性又は水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>	<p>粉じん等の拡散の特性、水域の特性又は水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>

	予 測			
	予測の内容及び手法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
放射線の量	<p>予測項目は、放射線の量の変化の程度とする。</p> <p>予測方法は、次に掲げる方法の中から適切なものを用いて行う。</p> <p>1 事例の引用又は解析</p> <p>2 建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p>	<p>調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性、水域の特性又は水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>	<p>粉じん等の拡散の特性、水域の特性又は水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>	<p>放射線に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>

6 「別表5 調査・予測の手法」の脚注の末尾に、放射線の量に係る現地調査に関する注釈を追加する。

【追加する注釈】

「14 放射線の量に係る現地調査を行うにあたっては、環境影響評価技術ガイド（放射性物質）（平成27年3月 環境省総合環境政策局環境影響評価課）を踏まえ、そのほか最新の情報や知見の収集に努めた上で、個別事業ごとの事業特性や地域特性等を勘案し、最適な手法を選択すること。」